平成２３年（フ）第８３号
秋田県湯沢市若葉町１番27―２号　Ｃ棟
債務者　高岡　里美
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第３９２号
北海道旭川市新富２条２丁目５番15号
債務者　成田　俊男
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１９号
北海道旭川市豊岡６条６丁目１番４号　トヨオカハイツ210号
債務者　坂部　修一
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４２５号
北海道富良野市新富町３番60号　ホワイトハウス12号
債務者　野原　勝子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３２号
北海道旭川市豊岡15条４丁目３番７号
債務者　山口　　徹
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３３号
北海道旭川市豊岡15条４丁目３番７号
債務者　山口　時子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６４号
北海道標津郡標津町北５条西４丁目１番１―44号
債務者　西村比露志
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月26日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第６５号
北海道標津郡標津町北５条西４丁目１番１―44号
債務者　西村　幸子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月26日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第５８５号
愛知県豊田市若林東町中外根103　青風寮Ｆ棟306Ｂ、住民票上の住所三重県伊賀市ゆめが丘４丁目３番地の７
債務者　水本　　始
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月19日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１７４号
静岡県富士市富士見台５丁目２番地の６　メゾンＴＡＪＩＭＡ403号、住民票上の住所静岡県富士市富士見台５丁目２番地の６　田島鉄工所アパート403号
債務者　春日部　誠
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月22日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１５１号
岡山県津山市大手町２番地５
債務者　岸本　安弘
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月16日午後１時20分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第２７４０号
横浜市都筑区茅ケ崎東５丁目11番12号　ハイツモルゲン301
債務者　光武　昌彦（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７７３号
横浜市港南区野庭町628番地　野庭住宅６棟206号
債務者　水谷　弘子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９号
大分県竹田市大字会々4721番地１
債務者　牧口かほり
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午前11時30分
大分地方裁判所竹田支部

平成２３年（フ）第３０号
大分県豊後大野市三重町内田2580番地１　ブルードエル103号
債務者　羽田野裕司
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午前11時
大分地方裁判所竹田支部